

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社の基本的な考え方と基本方針につきましては、当社ウェブサイト掲載の「伊藤ハム米久ホールディングスグループコーポレート・ガバナンス基本方針」をご参照ください。

http://www.itoham-yonekyu-holdings.com/ir/pdf/cg_report/cg_201812.pdf

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】

当社の政策保有株式の考え方につきましては、当社ウェブサイト掲載の「伊藤ハム米久ホールディングスグループコーポレート・ガバナンス基本方針」(第2章2.(4)政策保有株式の基本的な考え方)をご参照ください。

http://www.itoham-yonekyu-holdings.com/ir/pdf/cg_report/cg_201812.pdf

【原則1-7】

当社は、取締役が利益相反取引を行う場合には、取締役会の審議・決議が必要であるとの規定を定めております。

大株主等、取締役以外の関連当事者との取引にあたっては、大株主以外の複数の取引先等と取引条件等を比較する等し、少数株主の利益に資する合理性を検証の上で取引を行っております。

【原則2-6】

当社の企業年金基金の責任者及びスタッフには、当社の経理・財務部門の経験者を充てる等の人事面における取組みを行っております。また、運用面においても、基金の主幹事である信託銀行及び外部の投資顧問・年金運用コンサルティング業者から助言を受けております。

【原則3-1】

(1) 会社の理念、経営計画

当社グループの理念及びビジョンは、以下のURLにおいて開示しております。

<http://www.itoham-yonekyu-holdings.com/corporate/image.html>

当社グループの中期経営計画は、以下のURLにおいて開示しております。

<http://www.itoham-yonekyu-holdings.com/ir/middleterm.html>

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社ウェブサイト掲載の「伊藤ハム米久ホールディングスグループコーポレート・ガバナンス基本方針」(第1章コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方および基本方針制定の目的)をご参照ください。

http://www.itoham-yonekyu-holdings.com/ir/pdf/cg_report/cg_201812.pdf

(3) 取締役の報酬決定方針と手続

取締役の報酬決定方針と手続につきましては、当社ウェブサイト掲載の「伊藤ハム米久ホールディングスグループコーポレート・ガバナンス基本方針」(第4章6.取締役・監査役の報酬)をご参照ください。

http://www.itoham-yonekyu-holdings.com/ir/pdf/cg_report/cg_201812.pdf

(4) 経営陣幹部の選解任及び取締役・監査役候補の指名の方針と手続

経営陣幹部の選解任、取締役・監査役候補の指名の方針及び手続につきましては、当社ウェブサイト掲載の「伊藤ハム米久ホールディングスグループコーポレート・ガバナンス基本方針」(第4章3-1.経営陣幹部の選解任方針と手続、3-2.取締役候補者の指名を行うにあたっての方針と手続、4.監査役の選任基準・手続)をご参照ください。

http://www.itoham-yonekyu-holdings.com/ir/pdf/cg_report/cg_201812.pdf

(5) 取締役及び監査役の指名を行った際の個々の理由は、下記の通りです。

・小川広通氏は、当社グループのガバナンス体制を強化してきた実績を有しており、経営全般に関する高い見識を活かし、取締役としての職務を通じて、当社グループの企業価値向上を図るため、取締役として指名しました。

・宮下功氏は、代表取締役として、当社グループ全体を牽引してきた実績を有しており、経営全般に関する高い見識を活かし、取締役としての職務を通じて、当社グループの企業価値向上を図るため、取締役として指名しました。

・柴山育朗氏は、当社グループの生産事業、R & D分野を強化してきた実績を有しており、経営全般に関する高い見識を活かし、取締役としての職務を通じて、当社グループの企業価値向上を図るため、取締役として指名しました。

・堀内朗久氏は、当社グループの加工食品事業分野を強化してきた実績を有しており、経営全般に関する高い見識を活かし、取締役としての職務を通じて、当社グループの企業価値向上を図るため、取締役として指名しました。

・伊藤勝弘氏は、海外事業、経営企画、コーポレート分野における豊富な経験と、経営全般に関する高い見識を活かし、取締役としての職務を通じて、当社グループの企業価値向上を図るため、取締役として指名しました。

・山口研氏は、当社グループの食肉事業分野を強化してきた実績を有しており、食品業界における豊富な経験と高い見識、食肉事業分野の専門性を活かし、取締役としての職務執行を通じて、当社グループの企業価値向上を図るため、取締役として指名しました。

・米田雅行氏は、当社グループの加工食品事業分野を強化してきた実績を有しており、食品業界における豊富な経験と高い見識、加工食品事業

分野の専門性を活かし、取締役としての職務を通じて、当社グループの企業価値向上を図るため、取締役として指名しました。
・土屋昌樹氏は、食品業界における豊富な経験や実績と、高い見識等を活かし、経営全般について広範かつ高度な視野での監査を通じて、当社グループの更なる発展に貢献するため、監査役として指名しました。

なお、社外取締役及び社外監査役の指名理由につきましては、本報告書 Ⅰ-1.において記載しております。

【補充原則4-1-1】

取締役会においては、取締役会規則に基づき、当社の経営方針(中期経営計画)の策定、取締役・監査役候補者の指名・経営陣の選定、個々の報酬の決定、「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」の決定と運用の監督、重要な投資、その他取締役会の決議事項に定める重要な事項を決定いたします。
また、経営陣には、法令で定める事項、取締役会で定める事項を除き、各種決裁権限規程に基づいて、経営陣の各階層で決裁される各種決定事項等、日々の業務執行に関する事項を委任いたしております。

【原則4-8】

当社では、取締役の構成バランスの観点より、独立社外取締役として、弁護士とサステナビリティ推進の知見のある者の2名を選任しており、取締役会における独立した中立的な立場での意見を踏まえた議論を可能にする体制を取っております。

【原則4-9】

独立社外取締役の独立性判断基準及び資質に関しましては、当社ウェブサイト掲載の「伊藤ハム米久ホールディングスグループコーポレート・ガバナンス基本方針」(別添1. 社外役員の独立性基準)をご参照ください。
http://www.itoham-yonekyu-holdings.com/ir/pdf/cg_report/cg_201812.pdf

【原則4-11】

取締役会の構成につきましては、当社ウェブサイト掲載の「伊藤ハム米久ホールディングスグループコーポレート・ガバナンス基本方針」(第4章2. 取締役会の構成)をご参照ください。
http://www.itoham-yonekyu-holdings.com/ir/pdf/cg_report/cg_201812.pdf

【補充原則4-11-1】

取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方、取締役の選任に関する方針・手続につきましては、当社ウェブサイト掲載の「伊藤ハム米久ホールディングスグループコーポレート・ガバナンス基本方針」(第4章2. 取締役会の構成、3-1. 経営陣幹部の選解任方針と手続、3-2. 取締役候補者の指名を行うにあたっての方針と手続)をご参照ください。
http://www.itoham-yonekyu-holdings.com/ir/pdf/cg_report/cg_201812.pdf

【補充原則4-11-2】

社外取締役、社外監査役の兼任状況は本報告書 Ⅰ-1.において記載しております。

【補充原則4-11-3】

当社は、当社取締役会が当初設計されたよう正常に機能しているかについて自己評価し、今後の改善につなげていくことを目的に、全取締役と全監査役を対象に自己評価アンケートを実施し、その結果について当社のガバナンス委員会と取締役会にて議論を重ね当社取締役会の実効性評価を行いました。
アンケートについては、取締役会の構成・運営、取締役の経営陣の監督とリスク管理、経営陣の選任、株主との対話に関する事項などについて行い、議案の提示、社外役員との情報共有等には改善の余地があるものの、概ね実効性は確保されていると評価いたしました。
今後は今回の評価結果を踏まえ、継続的に取締役会の実効性向上に努めて参ります。

【補充原則4-14-2】

取締役及び監査役に対する教育・研修の方針につきましては、当社ウェブサイト掲載の「伊藤ハム米久ホールディングスグループコーポレート・ガバナンス基本方針」(第4章7. 取締役・監査役のトレーニング)をご参照ください。
http://www.itoham-yonekyu-holdings.com/ir/pdf/cg_report/cg_201812.pdf

【原則5-1】

当社の株主との建設的な対話に関する方針につきましては、当社ウェブサイト掲載の「伊藤ハム米久ホールディングスグループコーポレート・ガバナンス基本方針」(第2章2.(5)株主との建設的な対話に関する方針)をご参照ください。
http://www.itoham-yonekyu-holdings.com/ir/pdf/cg_report/cg_201812.pdf

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱商事株式会社	115,779,002	39.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	16,441,430	5.57
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	12,776,300	4.33
公益財団法人伊藤記念財団	12,000,000	4.06
エス企画株式会社	10,339,186	3.50
株式会社みずほ銀行	6,303,750	2.13
株式会社三菱UFJ銀行	6,303,000	2.13
株式会社三井住友銀行	6,303,000	2.13
公益財団法人伊藤文化財団	6,200,000	2.10
日本生命保険相互会社	2,749,284	0.93

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
市毛 由美子	弁護士											
伊藤 綾	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
市毛 由美子	○	独立役員として指定 <重要な兼職の状況> ・株式会社スシローグローバルホールディングス 社外取締役	弁護士としての経歴を通じて培われた見識等により、当社に対して客観的、専門的な助言、監督を行っており、取締役としての職務を通じて、当社グループの企業価値向上を図ることができると判断しております。 また、取引所の定めた属性に該当しないことに加え、当社と何ら利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。

伊藤 綾	○	独立役員として指定 <重要な兼職の状況> ・株式会社リクルートホールディングス サステナビリティ推進部 パートナー	これまでの職務や経歴を通じて得た豊富な経験と見識等により、当社に対して客観的、専門的な助言、監督を行っており、取締役としての職務を通じて、当社グループの企業価値向上を図ることができると判断しております。 また、取引所の定めた属性に該当しないことに加え、当社と何ら利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。
------	---	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社内取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社内取 締役

補足説明

取締役、監査役、執行役員候補者決定プロセスの透明性及び客観性を確保するため、指名諮問委員会を設置しております。
また、役員報酬決定プロセスの透明性及び客観性を確保するため、報酬諮問委員会を設置しております。
指名諮問委員会は、3名の委員(うち独立社外取締役2名)で構成され、取締役会の諮問機関として、以下の事項について審議し、取締役会に助言・提言を行っております。
(1)当社、伊藤ハム株式会社、米久株式会社(以下、本項目において当社グループといいます。)の取締役、監査役、執行役員の選任及び解任に関する事項
(2)当社グループの取締役、監査役、執行役員の選任及び解任に関する基本方針、規則及び手続等の制定、変更、廃止に関する事項
(3)その他、取締役候補者、監査役候補者の選任及び取締役、監査役の解任に関して指名諮問委員会が必要と認めた事項
なお、2018年度の開催回数は2回、委員の出席率は100%でした。
報酬諮問委員会は、3名の委員(うち独立社外取締役2名)で構成され、取締役会の諮問機関として、以下の事項について審議し、取締役会に助言・提言を行っております。
(1)当社グループの取締役及び執行役員の報酬制度(基本報酬、業績報酬、譲渡制限付株式等)に関する事項
(2)当社グループの取締役及び執行役員の業績連動(経営指標、目標値、変動幅等)に関する事項
(3)当社グループの取締役及び執行役員の報酬水準(競合他社との比較)に関する事項
なお、2018年度の開催回数は1回、委員の出席率は100%でした。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数 更新	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と定期的に会合をもち監査の計画及び結果について適宜報告を受け、意見交換をするなど緊密な連携のもと監査を進めております。また、監査役は、監査室と監査計画を協議し、内部統制システムの状況とその監査結果の報告を求めており、必要に応じ同行し、また特定の監査対象部署の調査を求めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数 更新	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
今村 昭文	弁護士													
市東 康男	公認会計士													
市川 一郎	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
今村 昭文	○	独立役員として指定 < 重要な兼職の状況 > ・JBCCホールディングス株式会社 社外取締役	弁護士としての経歴で培われた法務面での専門知識と豊富な経験を有しており、経営全般について広範かつ高度な視野での監査を通じて、当社グループの更なる発展に貢献することができると判断しております。 また、取引所の定めた属性に該当しないことに加え、当社と何ら利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。
市東 康男	○	独立役員として指定 < 重要な兼職の状況 > ・日本フエルト株式会社 社外監査役	公認会計士としての経歴で培われた財務・会計面での専門知識と豊富な経験を有しており、経営全般について広範かつ高度な視野での監査を通じて、当社グループの更なる発展に貢献することができると判断しております。 また、取引所の定めた属性に該当しないことに加え、当社と何ら利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。
市川 一郎	○	独立役員として指定 < 重要な兼職の状況 > ・SWEAT CAPITAL(株) 代表取締役 ・(株)ユニメディア 社外監査役 ・(株)インフォバングループ本社 社外監査役	公認会計士としての経歴で培われた財務・会計面での専門知識と豊富な経験を有しており、経営全般について広範かつ高度な視野での監査を通じて、当社グループの更なる発展に貢献することができると判断しております。 また、取引所の定めた属性に該当しないことに加え、当社と何ら利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新

5 名

その他独立役員に関する事項

当社の全ての社外役員は、独立役員の資格を充たしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

当社は2018年度より譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、その割当対象者は、社内取締役、子会社の取締役等です。当社の取締役に対する役員報酬等は、当社ウェブサイト掲載の「伊藤ハム米久ホールディングスグループコーポレート・ガバナンス基本方針」(第4章6.取締役・監査役の報酬)をご参照ください。
http://www.itoham-yonekyu-holdings.com/ir/pdf/cg_report/cg_201812.pdf

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社の取締役に対する役員報酬等は、当社ウェブサイト掲載の「伊藤ハム米久ホールディングスグループコーポレート・ガバナンス基本方針」(第4章6.取締役・監査役の報酬)をご参照ください。
http://www.itoham-yonekyu-holdings.com/ir/pdf/cg_report/cg_201812.pdf

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(1) 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

現在の当社の役員報酬制度は、基本報酬と業績連動報酬で構成されており、業績連動報酬については、短期業績に基づく業績連動賞与と中長期業績に基づく株式報酬(譲渡制限付株式)とで構成されております。

基本報酬と業績連動報酬(短期・中長期)の報酬構成割合および役位ごとの報酬額については、その客観性・妥当性を担保するために、同業種かつ同規模である相当数の他企業における報酬構成割合および役位ごとの報酬額との水準比較・検証を行い、当社の財務状況等も踏まえたうえで、設定しております。

また、報酬額については、その総額の限度額を株主総会の決議により下記の通り決定しておりますが、報酬構成割合や個別の報酬水準とその算定・支給方法等を含めた役員報酬制度全般については、独立性を有する社外取締役を含む報酬諮問委員会での審議を経て、取締役会にて決定しております。

当事業年度においては、従来のストックオプション制度に代わり、株主と一層の価値意識を共有するとともに、企業価値向上に対するインセンティブを高めることを目的に譲渡制限付株式報酬制度を導入しておりますが、これについても同様に審議し、決定しております。

短期業績に基づく業績連動賞与については、下記の業績連動賞与算定方式に記載の通り、連結経常利益を指標とし、その0.01%に役位別乗率を乗じて算定しており、連結経常利益に応じて支給額が自動的に決定される仕組みとしております。当事業年度については、連結経常利益156億79百万円で支給額を算定します。

監査役報酬については、監査役の協議にて決定しており、高い独立性確保の観点から、業績との連動は行わず、基本報酬のみ支給することとしております。

(株主総会における決議内容)

・2017年6月27日第1期定時株主総会

a. 取締役報酬年額を4億円以内(うち社外取締役4千万円以内)とする。

取締役の員数は、定款により15名以内と定めておりますが、当株主総会終結時点は9名(うち社外取締役2名)であり、本有価証券報告書提出日現在も9名(社外取締役2名)と同数です。

取締役の報酬額には使用人兼務の使用人分給与は含みません。

b. a.とは別枠で、社外取締役を除く取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権年額を8千万円以内とする。

対象となる取締役の員数は、当株主総会終結時点は7名(社外取締役は除く)であり、本有価証券報告書提出日現在も社外取締役を除き7名と同数です。

c. 監査役報酬総額年額を7千万円以内とする。

監査役の員数は、定款により5名以内と定めておりますが、当株主総会終結時点は3名(社外監査役2名)であり、本有価証券報告書提出日現在も4名(社外監査役3名)です。

・2018年6月26日第2期定時株主総会

a. 2017年6月27日第1期定時株主総会決議の新株予約権年額8千万円以内とした定めを廃止し、取締役報酬年額4億円以内とは別枠で、社外取締役を除く(取締役に対する譲渡制限付株式報酬等として支給する金銭報酬債権年額を8千万円以内(割り当てる譲渡制限付株式数としては、10万株以内)とする。

取締役の員数は、当株主総会終結時点は9名(社外取締役は2名)であり、本有価証券報告書提出日現在も9名(社外取締役2名)と同数です。

(業績連動賞与算定方式): 連結経常利益 × 0.01% × 役位別乗率

[役位別乗率]	
役位	乗率
会長	6.440
社長	8.200
副社長	6.440
専務執行役員	3.872
常務執行役員	3.232
執行役員	2.592

留意事項
・支給対象となる役員は、法人税法第34条第1項第3号に記載される業務執行役員である取締役です。なお、社外取締役、監査役は含みません。
・法人税法第34条第1項第3号イに規定する「事業年度の利益に関する指標」は有価証券報告書を基礎とした連結経常利益とします。なお、連結経常利益が300億円以上の場合は、300億円として業績連動賞与を算定し、連結経常利益が50億円未満の場合は、業績連動賞与を支給しません。
・支給する業績連動賞与の支給限度に係る法人税法第34条第1項第3号イ(1)に規定する「確定した額」は1.5億円とします。

(2) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数(2018年度)

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数(人)
		基本報酬	業績連動賞与	株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く。)	225	137	51	36	8
監査役 (社外監査役を除く。)	22	22	-	-	2
社外役員	28	28	-	-	6

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制] 更新

社外取締役については総務部が窓口となり、各種連絡・情報提供を行う体制を取っております。
また、社外監査役については定期的に開催される監査役会において、常勤監査役が知り得た情報等につき、報告及び説明を行っております。

[代表取締役社長等を退任した者の状況]

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
_____	_____	_____	_____	_____	_____
元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数			0 名		
その他の事項					

当社は、相談役・役職は廃止しており、現在就任している者及び新たに就任する者はありません。
また、顧問については廃止してはおりませんが、代表取締役社長等が退任後に就任することはありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- (1) 取締役会
取締役は9名で、内2名が社外取締役であります。取締役会は月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を適時に開催しております。取締役会では経営上の重要な事項に関する意思決定や方針決定及び業務執行状況の監督を行っております。
2018年度の開催回数は13回、取締役の出席率は99%、監査役の出席率は100%でした。
- (2) 指名諮問委員会
指名諮問委員会は本報告書 -1において記載しております。
- (3) 報酬諮問委員会
報酬諮問委員会は本報告書 -1において記載しております。
- (4) ガバナンス委員会
取締役会の実効性を高めることによりコーポレート・ガバナンス体制とその運用を強化することに資するため、ガバナンス委員会を設置しております。
ガバナンス委員会は、3名の委員(うち独立社外取締役2名)で構成され、取締役会の諮問機関として、取締役会の実効性評価について審議し、取締役会に対して助言・提言を行っております。
- (5) グループ経営会議
グループ経営会議は社外取締役を除く取締役、常勤監査役、経営企画部長その他グループ経営会議の議長が指名する者から構成されております。グループ経営会議は月2回の定例のほか、必要に応じて適時に開催しております。グループ経営会議では経営戦略及び重要事案に関する報

告・審議・検討を行っております。

(6) 監査役及び監査役会

当社の監査役は4名で、内3名が社外監査役で、1名が常勤の監査役であります。監査役は取締役会や社内の重要会議に出席するほか、取締役及び使用人から業務執行について直接聴取を実施するなど、十分な監査を行っております。

また、会計監査人からも監査計画及び結果について、適宜報告を受け、意見交換をするなど緊密な連携のもと監査を進めております。監査役会は、毎月定期的で開催され、取締役会付議事項等重要事項の検討を行っております。なお、監査役今村昭文氏は弁護士資格を、監査役市東康男氏、監査役市川一郎氏は公認会計士の資格を有しております。

(7) 責任限定契約の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約は、同法第425条第1項の最低責任限度額を限度とする責任限定契約であります。

(8) 内部監査部門

当社は独立した組織として監査室を設置しております。監査室は監査計画に基づき、グループ会社も含めた幅広い内部監査を実施しておりますが、必要に応じて計画外の臨時内部監査を行っております。また、監査役と監査計画の概要を協議し、内部統制システムの評価とその監査結果の報告を行っております。

(9) 会計監査

当社は有限責任あずさ監査法人との間で、会社法監査と金融商品取引法監査について監査契約を締結しております。

2018年度の監査業務を執行した公認会計士は、次のとおりです。継続監査年数は、3名とも3年です。なお業務執行社員の他、公認会計士10名、その他の者4名が補助者として2018年度の会計監査業務に携わっております。

指定有限責任社員 業務執行社員 北山 久恵

指定有限責任社員 業務執行社員 根本 剛光

指定有限責任社員 業務執行社員 河野 匡伸

(10) コンプライアンス体制

当社は、当社グループの役員をはじめ全従業員のコンプライアンスに対するさらなる意識向上、並びに実践の企業風土を徹底浸透させるとともに、コンプライアンス体制の強化・拡充を図っております。コンプライアンス担当役員を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、当社グループの食品安全、コンプライアンス、リーガルリスクに係る管理状況を定期的に確認し、運用状況を独立的に評価することを通じて、当社グループの内部統制機能を強化しております。同委員会は、必要に応じて、取締役会等に対して改善を求めることができるものとしております。また、グループ会社にコンプライアンスに係る会議体を設け、コンプライアンスに関する課題・問題を共有しながら、取組みの水平展開を図っております。更に、グループ会社従業員を対象とした「通報窓口」を設け、社内通報システムの強化を図っております。

(11) 情報開示

当社は、会社法、金融商品取引法その他の適用ある法令並びに東京証券取引所が定める規則の遵守はもとより、内部統制システム、法令遵守等に関する当社の方針を決定し、適時適切に開示いたします。

ステークホルダーにとって重要な情報(上記情報、非財務情報を含む)について、ニュースリリース、ウェブサイトでの掲載及び説明会の開催等のIR・広報活動を実施し、公正、詳細、平易な方法によって、迅速に開示いたします。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役会設置会社を採用し、社外取締役及び社外監査役を選任しております。社外取締役は、各専門分野の経験・見識等を活用し、一般株主と利益相反が生じない独立した立場からの経営判断を受けることで、取締役会の監督機能強化を図っております。社外監査役は、監査体制の独立性を高め、客観的な立場から監査意見を表明することで、当社の企業統治の有効性に大きく寄与しているものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使できるよう、招集通知は株主総会日の3週間前に発送するように努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会は、第一集中日を避け開催するように努めております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームに参加し、株主の議決権行使の利便性を確保するよう環境整備に努めております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳化を行っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末、中間決算説明会を年2回予定しております。 説明者： 代表取締役社長・経理財務担当取締役・経理財務部長 参加者の属性及びその数： 参加者の属性(セルサイド・バイサイドアナリスト及び格付機関) 参加者の人数(約80名) また、事業説明会・施設見学会を必要に応じて開催する予定です。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、決算短信、決算補足資料、決算説明資料、その他開示資料、ファクトブック、IRスケジュール、株主優待情報など	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部長兼IR室長 松原 良司	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	グループ理念、企業倫理規範、伊藤ハム米久ホールディングスグループコーポレート・ガバナンス基本方針等において各ステークホルダーの立場の尊重について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境理念・行動指針、社会貢献活動の基本的な考え方を規定し、事業活動を通じて地球環境に配慮し、その保全と社会との共生を図るよう努めております。その活動内容については、CSR報告書にて開示しており、またウェブサイトでも適宜、情報開示していきます。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	企業倫理規範、伊藤ハム米久ホールディングスグループコーポレート・ガバナンス基本方針等においてステークホルダーに対する情報提供に係る方針等について規定しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社(以下「当社」という。)は、当社及び当社の子会社から成る企業集団(以下「当社グループ」という。)の業務の適正を確保するため、以下の体制を整えるものとする。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループにおけるコンプライアンスの基本方針を決定し、これを実行する体制、会議体、規程を構築・整備し、各組織の活動に組み込むことによりコンプライアンスを推進する。具体的な行動基準として企業倫理規範を制定し、教育・研修等を通じて周知徹底を図るものとする。
- (2) 内部通報制度として当社及びグループ会社(当社の子会社をいう。以下同じ。)を対象とした社内相談窓口、社外相談窓口を設け、当社の内部通報規程により、適切な運用を行うものとする。尚、通報者の希望により匿名性を確保するとともに、通報者に対し不利益な取扱いを行わないものとする。
- (3) 当社は、コンプライアンス担当役員を設置し、当社グループのコンプライアンスにかかわる事項の監督を行う。又当該担当役員を委員長としたコンプライアンス委員会(以下「本委員会」という。)を設置し、当社グループの食品安全、コンプライアンス、リーガルリスクに係る管理状況を定期的に確認し、運用状況を独立的に評価することを通じて、当社グループの内部統制機能を強化する。又本委員会は、必要に応じて、取締役会及びグループ会社のコンプライアンス責任者会議に対して改善を求めることができるものとする。

2. 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、文書取扱いの定めに従い、文書の保存媒体に応じて適切かつ確実に保存、管理する体制を構築するものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、当社グループの経営環境及びリスク要因の変化を踏まえ、その事業活動にかかわるリスクを認識し、危機管理規程の定めに従いそれぞれのリスクの把握と管理方法、責任者などのリスク管理体制を整え、リスク管理を徹底する。
- (2) 当社に危機管理室を設置し、大規模自然災害による当社グループの従業員の生命の安全、及び当社グループの事業継続に支障をきたすリスクを当社グループ関係部署と連携・管理し、その体制を整えるものとする。
- (3) 当社グループは、緊急事態には危機管理体制の定めに従い危機管理委員会を設置し、必要な組織体制で迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えるものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社グループは、経営方針、経営計画及び具体的な経営戦略と目標策定にかかわる業務執行決定機関として、取締役会を定例開催する。又必要に応じ適宜、臨時に開催できるものとする。
- (2) 当社グループの経営体制の強化を図るため、当社にグループ会社執行役員の集約を行うものとする。更にグループ経営会議並びに当社グループである伊藤ハム株式会社及び米久株式会社の取締役会を合同開催することで効率的かつ迅速に職務の執行が行われる体制を確保するものとする。
- (3) 取締役会は、法令及び定款に定める事項並びに稟議にかかわる規程に定める経営上の重要事項を決議するとともに取締役及び執行役員の職務の執行を監督するものとする。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社の管理規程を整備する。グループ会社はこの定めに従い、当社への決裁・報告制度を通じてグループ会社経営管理を実施する。
- (2) 当社グループの内部統制システムのモニタリングは、内部監査の定めに従い、独立した内部監査部門が行うものとし、被監査部門への指摘・改善・是正を指導する。又モニタリング結果と指摘・改善事項は、速やかに社長、取締役、監査役に報告されるものとする。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 当社グループは、監査役の職務を補助する使用人(以下「監査役スタッフ」という。)を任命できるものとする。
- (2) 監査役スタッフは、監査役の指揮命令のもとに監査役の職務を補助し、その職務を遂行するにあたり取締役その他の業務執行組織の指揮・命令を受けないものとする。
- (3) 監査役スタッフの任命、異動、評価等の人事にかかわる決定は、監査役の同意を得なければならない。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社グループの取締役及び使用人は、その経営に影響を与える重要な事項については、遅滞なく監査役に報告しなければならない。
- (2) 取締役及び使用人は、法定の事項に加え、内部監査の実施状況を監査役に報告しなければならない。又通報窓口の相談・通報事案、社内不祥事、法令違反事案は、監査役に報告しなければならない。尚、使用人が、直接監査役に通報した場合も、通報者の希望により匿名性を確保するとともに、通報者に対し不利益な取扱いを行わないものとする。
- (3) 監査役は、取締役会及びグループ経営会議等に出席して意見を述べるとともに、取締役及び使用人からの情報の収集に努め、取締役、使用人は、監査役から情報提供の要請があった場合、これに協力するものとする。
- (4) 監査役は、取締役、会計監査人と定期的に会社運営に関する意見交換を行ない、意思疎通を図り、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他社外の専門家に助言を求めるものとする。又監査役は監査の実施のために必要な場合、その所要の費用の請求を保障されるものとする。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告にかかわる内部統制の構築、評価及び報告について適切な整備、運用をするものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢を堅持し、これらの勢力とは一切関係を持たないことを基本方針とする。
- (2) 反社会的勢力への対応統括部門は総務部門があたり、関連行政機関と連携して、反社会的勢力に関する動向を把握し、情報交換を行うとともに、基本方針、対応マニュアル等の社内周知と啓蒙活動を行うものとする。
- (3) 不測の事態に際しては、関連行政機関や、外部機関、専門家と連携し、会社と関係者の安全を確保するなど必要に応じ適切に対応できる体制を構築するものとする。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

1. 重要な会社情報の開示体制

重要な会社情報は、情報取扱責任者に伝達され、証券取引所の適時開示規則等に従い、開示の必要性の要否を検討します。開示が必要な場合は、取締役社長に報告するとともに、速やかに経理財務部の適時開示担当者を通して情報開示を行なう一方、経営企画部IR室は、当該情報を当社ウェブサイト及び社内イントラネット上に公表資料を掲載し、情報共有の徹底を図ります。

2. 問い合わせ窓口の特定

決算等の開示情報に関する問い合わせ、それ以外の開示情報に関する問い合わせは経営企画部IR室が担当いたします。

